

いしかり ニュース クリップ

町内会・自治会に加入しましょう!

町内会・自治会は、「子どもやお年寄りが安心して過ごせる地域にしたい」「快適できれいなまちにしたい」「頼りになる人が身近にいないので不安」といった、地域の願いや困り事を、住民がお互いに協力しながら解決したり、住民同士のコミュニケーションを図るためにさまざまな活動をしています。

安心して暮らせる「住みよいまち」をつくるため、ぜひ町内会・自治会に加入を!

☎ 石狩市連合町内会連絡協議会事務局(広聴・市民生活課内) ☎72・3143



❖ 活動内容

環境整備活動

春・秋のクリーン作戦、花いっぱい運動、集団資源回収のリサイクル運動など、きれいなまちづくりに取り組みます

情報提供

町内会・自治会や市・学校からのお知らせなど、生活に必要な情報を回覧・配布し、情報提供します。行政への要望も行っています

福祉活動

敬老会、ふれあい給食、ふれあい雪かき運動のほか、赤い羽根や歳末たすけあいの募金活動を通して地域の皆さんによる共生を目指します

親睦・交流活動

気軽に交流できる場として、新年会や夏祭り、見学旅行、ラジオ体操会、子ども会活動などのレクリエーションを実施し、地域間の親睦を図っています

防犯・防災活動

防犯パトロールや交通安全・防犯旗の設置、自主防災訓練など地域の安全安心を守ります

❖ 加入するには?

町内会から加入案内が届いた場合

記載されている会長などへ連絡する

案内が届かず、自分から連絡する場合

右記の加入申し込みフォームを送信(電話も可)

→ 広聴・市民生活課が町内会へ連絡

→ 町内会から連絡が来て加入完了



▲申込フォーム

後期高齢者医療制度 窓口負担割合の見直し

10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。

❖ 窓口負担割合が2割になる方

- 住民税課税世帯で3割負担(現役並み所得者)ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が、被保険者1人の世帯は200万円以上、被保険者2人以上の世帯は320万円以上



❖ 窓口負担割合が2割になる方の配慮措置

10月～R7/9月の3年間は、窓口負担割合引き上げに伴い、1カ月の外来の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として登録済みの口座へ後日払い戻します。

口座未登録の方には10月ごろ、北海道後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。

❖ 被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証(黄色)の有効期限は30(金)です。被保険者全員に新しい被保険者証(オレンジ色)を9月中旬に送付します。



☎ 国民健康保険課(市役所1階9番窓口) ☎72・3125

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

【制度改正の背景などについて】厚生労働省コールセンター ☎0120・002・719 ※9時～18時(日曜・祝日除く)

メールなどで「クーリングオフ」が可能に!

クーリングオフは、契約の申し込みや締結をした後でも、一定の期間内であれば違約金や返品送料などの費用負担はなく、無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。支払ったお金は全額返金されます。

本年6/1より、書面のほか、電磁的記録(電子メール、事業者がWEBサイトに設けるクーリングオフ専用フォーム、ファクスなど)でもクーリングオフの手続きが可能になりました。



対象の期間

クーリングオフ対象期間は、**申込書面**または**契約書面**のいずれか早い方を**受け取った日**から起算します。

2022年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	翌週の同じ曜日の8日まで クーリングオフが可能		15	16	17

家に訪問した事業者から契約書面を9/1に受け取ったら...

期間	取引内容
8日間	訪問販売(リフォームの勧誘など) 電話勧誘販売(商品購入、工事の契約など) 特定継続的役務提供(エステ、学習塾など) 訪問購入(業者が商品の買い取りを行うもの)
20日間	連鎖販売取引(マルチ商法など) 業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法など)

手続き方法

①クーリングオフを「はがき」で行う場合

右記を参考に記載し、送付前に、はがきの両面をコピーしましょう。

特定記録郵便や**簡易書留**など、**記録が残る方法**で代表者宛てに送付し、コピーや送付の記録は保管しましょう

②クーリングオフを「電磁的記録」で行う場合

契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリングオフの具体的な方法が記載されている場合は、それを参照しましょう。

通知後は**送信したメール**や、クーリングオフ専用フォームなどの**スクリーンショット**を保存しておきましょう

はがきの記載例

契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○○円

会社名(株)×× □営業所

担当者 △△ △△

支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください

○年○月○日

北海道石狩市○丁目×番地

氏名 ○○ ○○

注意するポイント

- 通信販売にはクーリングオフ制度はありません。**契約前に返品特約を確認しましょう
- 書面の記載内容に不備がある、**事業者が「クーリングオフはできない」と言ったり、脅してきた場合は**、所定の期間を過ぎても**クーリングオフできる場合があります**
- クーリングオフ後、支払ったお金が返金されたか確認**しましょう。
受け取った商品があれば販売会社へ引き取ってもらいましょう
- クレジット契約をした場合は、販売会社とクレジット会社の双方に同時に通知**しましょう

一人で悩まず、ご相談を!

専門の資格を有する相談員が解決に向けた情報提供を行うほか、トラブル先の企業との間に入り、話をします。相談は無料で秘密厳守。

石狩市

消費生活センター

☎75-2282

〒市役所1階 平日10時~16時

土・日・祝日の相談は

消費者ホットライン **188**

いやや!

局番なし